

山形県遊技業協同組合（パチンコ・パチスロ組合）の依存対策具体例



組合 QR コード

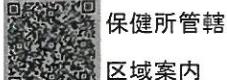
1 18歳未満の方の入場禁止の措置及び年齢確認の徹底(予防教育・普及啓発)

18歳未満入場禁止表示	年齢確認シート
 	<p>18歳未満の方が、パチンコをする目的でお店に入らないよう、店舗出入口や遊技台の間に18歳未満の方の入場禁止を表示しています。</p>  <p>景品交換するカウンターに年齢確認シートを設置し、お客様が18歳未満と疑われる方には、身分証明書等を提示してもらい、年齢の確認を行っています。</p>

2 安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置及び自己申告・家族申告プログラムの普及

(1) お客様の見守りや声かけによる予防(安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置)

相談支援(リカバリーサポート・ネットワークへの紹介)

ポスター	リーフレット	RSN ポスター
		
 保健所管轄 区域案内	 全国の精神保健福祉 センターの一覧	 依存症対策全国 センターのHP

※ 安心パチンコ・パチスロアドバイザーとは、一定の講習を修了した従業員等であり、店舗毎に配置しています。(人材の育成・確保のため定期・臨時講習会開催)

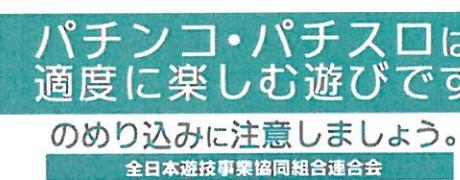
(2) 自己申告・家族申告プログラムの導入・普及

導入ステッカー	ポスター	リーフレット	
			<p>のめり込み・依存防止のため、お客様ご本人は、1日に使える上限金額や遊ぶ(遊技)時間、1か月の遊ぶ回数、入店制限(そのご家族も含む)等の申込みができます。</p> <p>全店舗で導入ステッカー、ポスター等を掲示、申込書を備え付け、お客様やそのご家族を全面的にサポートしています。</p>

3 子どもの車内放置事故防止活動

店内ポスター	駐車場ポスター	
 <p>子供の車内放置は「児童虐待行為」です。</p>	 <p>子ども連れての駐車場 入場禁止</p> <p>お子様連れのご来店はご遠慮ください。お子様連れのお客様は「児童虐待行為」です。</p> <p>お子様連れでの駐車場の入り口をよくお押しております。また、万が一の事態で車内に子供が置かれた場合は、必ずお出でください。お子様を守ります。</p> <p>お子様連れの方は必ずお車内にてお子様を守り、お子様と一緒に車内に乗り込まないようにお願いいたします。</p>	<p>従業員による店舗内外の巡回警戒や、特に駐車場の巡回では、万が一、車内に放置された子どもを発見した場合は、親御さんがいないときや環境温度などの状況を総合的に判断して緊急性がある場合、車の窓ガラスを壊して子どもを救出することも想定しています。</p> <p>子どもの車内放置事故防止ポスターの貼付や店内アナウンスにより予防警戒を徹底しています。</p>

4 広告宣伝活動

共通標語	
 <p>パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。 のめり込みに注意しましょう。</p> <p>全日本遊技事業協同組合連合会</p>	 <p>CAUTION</p>
<p>折り込みチラシには、共通標語である「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」ののめり込み・依存防止標語と「パチンコ・パチスロは18歳になってから。」の18禁標語を記載するとともに、チラシの紙面全体の面積に対し、およそ20%のサイズとなるよう指導しています。</p>	

5 広報啓発活動

啓発週間告知ポスター 	<p>業界の取組として、毎年5月14日から5月20日をギャンブル等依存症問題啓発週間とし、週間告知のポスターによる啓発や依存問題の特設ウェブサイトを開設しています。</p>
蛍光ペン 	<p>毎年10月、国・県主催の大麻・麻薬・覚醒剤乱用防止運動に合わせ「薬物乱用防止キャンペーン」を行い、県内の主要駅で高校生や会社員の方に薬物乱用防止と若年層の予防教育・普及のため「パチンコは18歳から」と記載した蛍光ペン2千本を配布する啓蒙活動をしています。</p>

6 関係機関・団体との連携

山形県ギャンブル等依存症対策推進会議や会議のメンバー、山形県警察本部等と情報を共有し、連携を図り積極的に依存対策を推進しています。